

栃木市「道路等のアダプト」制度概要

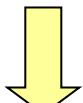
～あなたもアダプト活動をしてみませんか？～

「道路等のアダプト制度」とは・・・

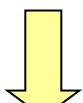
ボランティア活動に意欲のある市民の皆様が、身近な公共空間である道路、河川、公園等において、清掃、除草等の美化活動を行い、市がその活動をサポートすることにより、市民協働による維持管理を行う制度です。

手続きの流れ

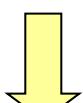
(1) 「活動者届出書」を市（道路河川維持課または公園緑地課）へ提出してください。



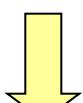
(2) 「活動者届出書」を受付後、市において審査を行います。



(3) 届出者と市との間で活動内容等についての合意書を取り交わします。



(4) アダプト活動（美化活動）の実施



(5) 市へ活動報告書の提出をお願いします。（年度終了後）



アダプト制度 Q&A

● 活動者(届出者)とは、

自治会、商店会、企業等や任意の団体または個人です。

原則として3名以上の団体でお願いします。(公園については個人も可です。)

● 活動の対象となる場所は、

市長の指定する道路、河川、公園等です。

道路、河川の区域は道路の交差点から交差点まで、

面積は500m²以上を概ねの基準とします。

● 活動者の役割は、

ゴミ等の収集、除草、草花等の育成管理、施設の破損等の情報提供など

● 市の役割は、

ごみ袋、軍手、かま等活動に必要な物品の提供又は貸与

活動者名等を記した看板の設置

傷害保険の適用

※ アダプト(アドプト)制度とは

アダプト(アドプト)には「養子にする」という意味があります。

1985年、ハイウェイに散乱したゴミの清掃にかかる膨大な費用に頭を悩ませていたアメリカテキサス州運輸局が市民に協力を呼びかけ、市民や地元の企業が道路を養子に見立て清掃するという仕組み(アダプト・ア・ハイウェイプログラム)が誕生しました。アダプト(アドプト)制度はこの仕組みが原型といわれています。

現在は日本でも道路、公園、河川等にも対象を広げ、各市町村でさまざまなアドプト(アダプト)制度が導入されています。

お問い合わせ

建設水道部 公園緑地課 栃木市万町9番25号

公園については…

担当:公園緑地維持第1係(栃木・都賀・西方) 電話:0282-21-2778

公園緑地維持第2係(大平・藤岡・岩舟) 電話:0282-21-2413

FAX:0282-21-2676

Mail:do-kouen@city.tochigi.lg.jp